

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

1 加熱式たばこの課税標準の算定に用いる紙巻たばこの一本の金額に相当する金額について、所要の規定の整備を行うこと。（第三十九条の九の二、第五十三条の二関係）

2 加熱式たばこの課税方式に係る改正に伴い、所要の規定の整備を行うこと。（第三十九条の九の二、第五十三条の二関係）

第二 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の一の1の改正は平成三十三年十月一日から、第一の一の2の改正は平成三十四年十月一日から施行すること。